

石川工業高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	産業法規
科目基礎情報						
科目番号	15990		科目区分	専門 / 必修		
授業形態	講義		単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	機械工学科		対象学年	5		
開設期	後期		週時間数	2		
教科書/教材	教科書：①『標準特許法』（高林龍著／有斐閣発行）、②『令和2年改正 知的財産権法文集—令和3年1月1日施行版』（一般社団法人発明推進協会）※注：このほか必要に応じて随時、資料を配付する場合がある。					
担当教員	水野 友文					
到達目標						
1. 知的財産法の概要を説明できる。 2. 特許権の保護対象を説明できる。 3. 特許の要件を説明できる。 4. 権利の主体を説明できる。 5. 特許権の効力を説明できる。 6. 特許権の消滅事由を説明できる。 7. 特許発明の技術的範囲を説明できる。 8. 実施権を説明できる。 9. 特許権の取得手続を説明できる。 10. 特許権侵害の攻撃防御を説明できる。						
ルーブリック						
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
到達目標項目 1	知的財産法の概要について説明できる。		知的財産法の概要について理解できる。		知的財産法の概要について理解できない。	
到達目標項目 2	特許権の保護対象について説明できる。		特許権の保護対象について理解できる。		特許権の保護対象について理解できない。	
到達目標項目 3	特許の要件について説明できる。		特許の要件について理解できる。		特許の要件について理解できない。	
到達目標項目 4	権利の主体について説明できる。		権利の主体について理解できる。		権利の主体について理解できない。	
到達目標項目 5	特許権の効力について説明できる。		特許権の効力について理解できる。		特許権の効力について理解できない。	
到達目標項目 6	特許権の消滅事由について説明できる。		特許権の消滅事由について理解できる。		特許権の消滅事由について理解できない。	
到達目標項目 7	特許発明の技術的範囲について説明できる。		特許発明の技術的範囲について理解できる。		特許発明の技術的範囲について理解できない。	
到達目標項目 8	実施権について説明できる。		実施権について理解できる。		実施権について理解できない。	
到達目標項目 9	特許権の取得手続について説明できる。		特許権の取得手続について理解できる。		特許権の取得手続について理解できない。	
到達目標項目 10	特許権侵害の攻撃防御について説明できる。		特許権侵害の攻撃防御について理解できる。		特許権侵害の攻撃防御について理解できない。	
学科の到達目標項目との関係						
本科学習目標 1 本科学習目標 2 本科学習目標 3 創造工学プログラム C3						
教育方法等						
概要	国内企業が自己の事業活動を守るうえで、特許を含む知的財産権は、近年益々重要となっており、その知識は企業内外で活躍する技術者にも当然に求められ、今後その必要性・重要性は更に増すものと考えられる。本講義では、産業法規のなかでも、特に、特許法を中心とする知的財産法の各種制度の基礎知識を学習し、初歩的な知的財産実務知識を併せて学習することを通じて、技術研究開発場面で知的財産制度を活用できる技術者の養成を目指す。なお、この科目は弁理士として実際に法規に関する実務を担当している教員が、その経験を活かし、知的財産や産業法規等について講義形式で授業を行うものである。					
授業の進め方・方法	授業は、原則、教科書に沿って行う。また、必要に応じてレジュメを配布する場合がある。 教科書（過去に配布した資料がある場合はこれを含む。以下同じ。）は、授業で使用するので毎回持参する。 次回授業に対応する教科書の記載箇所と関連条文について目を通しておくことが好ましい。 授業において教科書に記述のない点などについてする説明事項は適宜ノートをとることが好ましい。 授業後は、教科書を用いて学習済み箇所を復習することが好ましい。 不明点については講義後、次回講義冒頭など質問することが好ましい。 【MCC対応】IV-B 技術者倫理および技術史					
注意点	【評価方法・評価基準】 学年末試験を実施する。なお、再試験を実施する場合がある。 試験成績（再試験を実施した場合はその成績も含む。）の総合評価（100%） 成績の評価基準として60点以上を合格とする。					
テスト						
授業の属性・履修上の区分						
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☒ 実務経験のある教員による授業
授業計画						
		週	授業内容		週ごとの到達目標	
後期	3rdQ	1週	知的財産概論「知的財産とは・知的財産権の分類など」		知的財産の概要を理解できる。	
		2週	特許法の保護対象「発明の種類・発明とは①など」		特許法の保護対象を理解できる。	
		3週	特許法の保護対象「発明とは②など」		特許法の保護対象を理解できる。	
		4週	特許の要件「産業上利用可能性・新規性・進歩性など」		特許の要件を理解できる。	

		5週	特許の要件「先願・拡大先願・不特許発明など」	特許の要件を理解できる。
		6週	権利の主体「発明者主義など」	権利の主体を理解できる。
		7週	権利の主体「従業者発明など」	権利の主体を理解できる。
		8週	特許権の効力「業として・特許発明の実施・専有など」	特許権の効力を理解できる。
	4thQ	9週	特許権の消滅事由「存続期間満了・無効審決確定・特許料不納など」	特許権の消滅事由を理解できる。
		10週	特許発明の技術的範囲「明細書と特許請求の範囲など」	特許発明の技術的範囲を理解できる。
		11週	特許発明の技術的範囲「技術的範囲の認定手法など」	特許発明の技術的範囲を理解できる。
		12週	実施権「専用実施権・通常実施権など」	実施権を理解できる。
		13週	特許権の取得手続「特許出願・出願公開・審査請求・実体審査・補正・査定など」	特許権の取得手続を理解できる。
		14週	特許権侵害の攻撃防御「差止請求権・損害賠償請求権・信用回復措置・刑罰など」	特許権侵害の攻撃防御を理解できる。
		15週	後期復習	
		16週		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
基礎的能力	工学基礎	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	説明責任、製造物責任、リスクマネジメントなど、技術者の行動に関する基本的な責任事項を説明できる。	3	
				技術者倫理が必要とされる社会的背景や重要性を認識している。	3	
				社会における技術者の役割と責任を説明できる。	3	
				環境問題の現状についての基本的な事項について把握し、科学技術が地球環境や社会に及ぼす影響を説明できる。	3	
				知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。	3	
				技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。	3	
分野横断的能力	汎用的技能	汎用的技能	汎用的技能	情報発信にあたっては、個人情報および著作権への配慮が必要であることを知っている。	3	

評価割合

	試験	合計
総合評価割合	100	100
基礎的能力	0	0
専門的能力	100	100
分野横断的能力	0	0